

報告事項 1

平成30年12月定例県議会の概要について

平成30年12月3日から12月20日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

平成30年12月26日

総務課

## 平成30年12月定例県議会代表質問一覧

### 自由民主党代表質問 渡 辺 昇

#### 5 次代を担う人づくりについて

県立高等学校における外国人生徒への支援について

県立高等学校における外国人生徒への支援を、どのように進めていかれるおつもりか、知事のご所見をお伺いいたします。

### 新政あいち代表質問 樹 神 義 和

#### 8 小学校外国語教育について

次期学習指導要領への移行に向け、現在どのように準備が進められているのか、また、小学校における外国語活動・外国語科について、問題なく移行するために、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見をお伺いします。

平成30年12月定例県議会 代表質問（12月5日） 知事答弁要旨  
自民党 渡辺 昇 議員

**【質問要旨】**

5 次代を担う人づくりについて

県立高等学校における外国人生徒への支援について

県立高等学校における外国人生徒への支援を、どのように進めていかれるおつもりか、知事のご所見をお伺いいたします。

**【知事答弁要旨】**

次に、県立高等学校における外国人生徒への支援についてであります。

本県では、現在、日本語の力が十分身に付いていない外国人生徒が在籍する県立高校に、生徒の母語に堪能な「外国人生徒教育支援員」を配置し、中途退学することなく卒業まで学習を継続できるよう支援を行っております。

今後は、「外国人生徒教育支援員」の配置拡充に加え、多言語対応の小型通訳機を新たに配備し、学校での日々の意思疎通がより円滑に行えるようにしてまいります。

また、外国人生徒が多く在籍する夜間定時制高校において、社会的自立に向けたキャリア教育をより体系的に実施し、自らの将来設計を考える学習や、企業等でのインターシップ等を通して、職業観や勤労観の育成を図ることとしております。

さらに、外国人生徒を受け入れる就職先を幅広く開拓するとともに、ハローワーク等の関係機関との連携を一層強化するため「就労支援アドバイザー」を新たに配置することも検討してまいります。

今後とも「すべての人が輝くあいち」の実現を目指し、県立高校で学ぶ外国人生徒一人ひとりが、将来の目標に向けて充実した高校生活を送り、卒業後には本県の産業社会を担う人材として大いに活躍できるよう、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

平成30年12月定例県議会 代表質問（12月5日） 教育長答弁要旨  
新政あいち 樹神 義和 議員

**【質問要旨】**

**8 小学校外国語教育について**

次期学習指導要領への移行に向け、現在どのように準備が進められているのか、また、小学校における外国語活動・外国語科について、問題なく移行するために、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見をお伺いします。

**【教育長答弁要旨】**

次期学習指導要領への対応についてお答えいたします。

次期学習指導要領への移行に向けて、県教育委員会では、市町村教育委員会や各学校で指導的立場にある教員等を対象に説明会を開催するとともに、教員に配付する『教員研修の手引』を活用して、今回の改訂の趣旨や内容の周知に努めております。また、「社会に開かれた教育課程」など、次期指導要領の趣旨に沿った授業研究を小中高10校に委嘱しており、今後、その研究成果を全県に広めてまいります。

小学校における英語教育につきましては、平成32年度の全面実施を見据え、平成27年度から31年度までの5年間で計画的に研修を実施し、各小学校で英語教育の中核を担う教員の育成を行っております。この教員が中心となって、全ての小学校における英語指導力の向上を図っているところであり、中にはオールイングリッシュで授業を行う事例も見られるようになっております。

また、専科教員につきましては、国の定数改善を活用し、英語の授業時間数の増加に伴う教員の負担を軽減するとともに、質の高い英語教育を行うことができるよう、平成30年度には38名を増員したところであり、今後も順次増員に努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、次期学習指導要領への円滑な移行に向け、教員一人ひとりが自信を持って児童生徒の指導に当たることができるよう、市町村教育委員会や学校と連携を図りながら、引き続きしっかり支援してまいりたいと考えております。

# 平成30年12月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	石塚吾歩路	自民	1 自動走行運転について	警察		
			2 県立学校施設の老朽化対策について			
			(1) 「県立学校施設長寿命化計画」に基づく改修工事について	教育	財務施設課	
			(2) 県立学校のトイレ環境の改善について	教育	財務施設課	知事 答弁
2	鳴海やすひろ	新政	1 道路行政について			
			(1) 交通事故や渋滞対策に関する名古屋市との連携について	建設		
			(2) リニア建設工事に関する道路の渋滞・汚損対策について	建設		
			(3) 堤防道路のガードレール設置について	建設		
			2 スマートフォン等によるゲーム依存症患者への対策について	健福(局)		
3	神戸健太郎	自民	1 介護職員の定着促進について	健福		
			2 商店街の活性化について	産労		知事 答弁
			3 留学生の就職支援について	政企		
4	岡明彦	公明	1 災害に強いまちづくりについて			
			(1) ブロック塀等の安全対策について			
			ア 民間ブロック塀等の安全対策について	建設(局)		
			イ 万年塀の安全対策について	教育	財務施設課	
			ウ 万年塀の安全対策について(警察施設)	警察		
			(2) 自助の高まりを促す施策について	防災		
			(3) 土砂災害対策について	建設		
			2 子ども食堂について	健福		
			3 自然史系文化財の保護について	教育	文化財保護室	
			4 大高緑地の更なる魅力向上について	建設		知事 答弁
5	伊藤辰矢	自民	1 愛知県国際展示場及び周辺環境の魅力向上について	振興		
			2 LCCも含めた中部国際空港の航空ネットワーク拡充に係る利用促進策について	振興		
6	永井雅彦	新政	1 外国人技能実習生の技能習得を支援する愛知の実現について	産労(局)		知事 答弁
			2 待機児童対策と保育士確保について	健福		

# 平成30年12月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
7	原 よしのぶ	自民	1 獣害対策について	農水環境		
			2 豚コレラについて	農水環境		
			3 民間との連携による社会資本の整備と活用について	建設		
8	嶋 口 忠 弘	新政	1 民間企業における障害者雇用対策について	産労 (局)		
			2 リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化について	振興		
9	渡 辺 周 二	自民	1 子どもが安心・安全に育つことができる環境整備について	健福 (局)		
			2 児童虐待への対応の強化に向けた取り組みについて	健福		知事答弁
10	いなもと和仁	自民	1 愛知県薬剤遠隔指導事業について	健福 (局)		
			2 人生の最終段階における医療体制の整備について	健福 (局)		
			3 あいち中小企業応援ファンドについて	産労		
11	西久保ながし	新政	1 技能五輪・アビリンピックについて	産労 (局)		知事答弁
			2 教員の多忙化解消について			
			(1) 業務改善の取組について	教育	教育企画課	
			(2) 市町村の部活動指導ガイドライン策定に向けた支援について	教育	保健体育スポーツ課	
			(3) 部活動指導員の配置について	教育	保健体育スポーツ課	
			(4) 部活動指導員の人材確保策について	教育	保健体育スポーツ課	
			3 交通安全対策について	県民、産労警察		
12	辻 秀 樹	自民	1 「在宅歯科医療」の普及について	健福 (局)		
			2 知の拠点あいち「重点研究プロジェクト」について	産労		
			3 新たな「特別支援教育推進計画」について			
			(1) 特別支援学校における長時間通学の解消状況について	教育	特別支援教育課	
			(2) 名古屋東部地域から通う港特別支援学校への長時間通学の解消について	教育	特別支援教育課	
			(3) 特別支援学校の就労支援について	教育	特別支援教育課	
13	日比たけまさ	新政	1 治療と仕事の両立支援について	産労 (局) 健福 (局)		
			2 投票率向上に向けた取組について	選管		
			3 保安林の管理について	農水 (局)		

# 平成30年12月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
14	高桑敏直	自民	1 県立高等学校における総合学科について	教育	高等学校教育課	
			2 インバウンド観光の振興について	振興		知事 答弁
15	筒井タカヤ	無所属	1 名古屋盲学校における児童生徒への歩行訓練士による歩行訓練の支援の継続を求めます	教育	特別支援教育課	
			2 教員の歩行訓練士の資格取得支援を求めます	教育	特別支援教育課	
			3 盲学校、聾学校、特別支援学校の名称が「盲」・「聾」・「特別」ということが差別的な表現ではないか、視覚・聴覚等の支援学校にとの声もあるが、県の見解を問う	教育	特別支援教育課	

平成30年12月定例県議会 一般質問（12月6日） 教育長答弁要旨  
1番 自民党 石塚 吾歩路 議員

**【質問要旨】**

**2 県立学校施設の老朽化対策について**

- (1) 今年度中に策定予定である「県立学校施設長寿命化計画」に基づいて行う改修工事の内容はどのようなものか、お伺いいたします。

**【教育長答弁要旨】**

「県立学校施設長寿命化計画」に基づく改修工事についてお答えいたします。

現在策定を進めている「県立学校施設長寿命化計画」においては、これまで60年としていた建物の使用年数を、今後は80年を目安とすることとし、建築後30年経過を目途に行っている大規模改修工事に加え、60年経過時に、コンクリート強度調査により躯体の健全性を確認した上で、長寿命化のための大規模改修工事を行うこととしております。

この改修工事においては、経年劣化に対応するための屋上防水工事や外壁の全面塗装、床・天井など内装の改修、給排水設備の更新のほか、省エネルギー効果を期待できる照明のLED化、生活様式の変化に対応するための便器の洋式化を含めたトイレ改修などを行っていきたいと考えております。

また、こうした校舎本体の施設設備の改修に加えて、受水槽や受変電設備の更新も実施する予定であります。

本年度内に、計画期間を平成31年度から41年度までの11年間とする長寿命化計画を策定し、中長期的視点に立って、県立学校施設の老朽化対策を着実に進めてまいりたいと考えております。



平成30年12月定例県議会 一般質問（12月6日） 知事答弁要旨  
1番 自民党 石塚 吾歩路 議員

**【質問要旨】**

**2 県立学校施設の老朽化対策について**

(2) 県立学校施設の整備のうち、トイレ環境の改善は特に早期に実施する必要があると考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**【知事答弁要旨】**

県立学校のトイレ環境の改善について、私からお答えいたします。

県立学校のトイレについては、家庭において洋式トイレの普及が進んでいることもあり、老朽化への対応を含め、近年、生徒や保護者から改善の要望を数多くいただいております。

そこで、多くの生徒が日常的に使用する校舎のトイレについては、長寿命化計画の一部を前倒しし、短期集中的に環境改善を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、県立学校の普通教室棟及び管理棟にある全ての湿式床のトイレ、約2,000か所について、平成31年度から35年度までの5年間で、床の乾式化や便器の洋式化を進め、トイレ環境の抜本的な改善を図ってまいります。

これ以外の校舎のトイレにつきましても、今年度策定する長寿命化計画に沿った建物の老朽化対策の中で、順次環境改善を行い、快適な学習環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

平成30年12月定例県議会 一般質問（12月6日） 教育長答弁要旨  
4番 公明党 岡 明彦 議員

**【質問要旨】**

1 災害に強いまちづくりについて

(1) ブロック塀等の安全対策について

イ 県民の安全を守る学校や警察施設の万年塀の安全対策を今後、どのように進めるつもりか伺う。

**【教育長答弁要旨】**

県立学校にある万年塀の安全対策について、お答えいたします。

万年塀につきましては、議員お示しのとおり、建築基準法に安全性を確保するための基準はありませんが、老朽化により劣化損傷がある場合には、地震の揺れなどで倒壊する恐れがあるとの指摘もございます。

こうしたことから、本年9月に教育委員会の建築技術職員による調査を実施いたしましたところ、県立学校179校のうち20校に万年塀があり、そのうち千種豊学校始め10校の万年塀は、道路境界にあることが判明いたしました。

教育委員会といたしましては、この調査結果を踏まえ、道路境界などの設置場所や劣化損傷の程度に応じて、安全対策の緊急性が高いものから速やかに万年塀の撤去を進め、児童生徒や近隣住民の皆様の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

**【質問要旨】**

**3 自然史系文化財の保護について**

国の文化財保護法の改正に即して、本県では自然史系文化財を含めた文化財の保護を今後どう進めるのか。

まずは、研究者から評価されているものの文化財指定がされていない未指定文化財をなくすために悉皆調査をするべきと考えるがいかがか。

**【教育長答弁要旨】**

続きまして、文化財保護法の改正を踏まえた今後の文化財保護の取組についてお答えいたします。

本県では、法改正に先立つ平成28年3月に、文化財を取り巻く現状や課題を整理し、今後の文化財保護の基本的方針と具体的方策を示した「愛知県文化財保護指針」を策定し、文化財の保護に取り組んでいるところであります。

この指針におきましては、未指定を含め文化財を全体的・網羅的に把握するための悉皆調査を行うこととしており、まずは防災の観点から早急な把握が必要な歴史的建造物を対象に、平成28年度から調査を実施いたしております。

今回の法改正では、地域における文化財の総合的な活用を図るために、都道府県が「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」を、市町村は県の大綱を勘案し、文化財の保存活用に関する基本的な行動計画である「文化財保存活用地域計画」を策定できることとされました。

現在、国から示されている地域計画策定に関する指針（案）によれば、市町村には未指定を含めた文化財を、過去に実施された調査を生かしながら、網羅的に調査・把握することが求められております。

教育委員会といたしましては、今後、文化財の悉皆調査の実施を含め、「愛知県文化財保護指針」の基本的な考え方を継承した県の大綱を策定するとともに、市町村に対して、地域計画の策定を働きかけ、自然史系文化財を含めた文化財の保護を総合的に推進してまいりたいと考えております。

## 【要望】

文化財保護法上、「天然記念物」に位置づけられています自然史系文化財、すなわち、日本の自然を代表する貴重な動植物や鉱物は、学術上の価値だけでなく、その保護・活用を通じて、県民の地域の自然や文化への理解を促がし、郷土愛を育み、地域の絆を強めるものでもあります。

また、子供たちにとっては貴重な教材として、存在そのものが興味の対象となり、教育上の大きな価値を持っています。

県教委も、改めて、その重要性についてしっかりと認識していただきまして、県民への周知、その保存について適切な措置を図っていただきたいと思います。

今回とりあげた自然史系の標本類については、必ずしも産出地である市町村に保管されているとは限りません。その所在把握のためには市町村の枠を越える調査も必要となります。

県は、県内の研究者や大学、博物館等、関係機関のネットワークを強化しつつ、適切な調査の実施やデータベース化を補助していくようなことをしていただきながら、保存、活用を図られるよう要望します。

**【質問要旨】**

**2 教員の多忙化解消について**

(1) 特に教育委員会が実施する会議等の精選、また、学校内における業務内容のさらなる精選の現在の具体的な取組の進捗状況、及び、今後の取組について伺います。

**【教育長答弁要旨】**

教員の多忙化解消についてのお尋ねのうち、まず業務改善の取組についてお答えいたします。

会議、調査につきましては、従来から精選に取り組んでまいりましたが、昨年度に改めてゼロベースで見直しを行い、今年度は会議5件、調査14件を廃止いたしました。今後も不断の見直しを行ってまいります。

また、研修については、昨年11月に教員が職責やキャリアステージに応じて身につけるべき資質・能力を明示した「愛知県教員育成指標」を策定しており、現在、この指標に沿った研修となるよう、教員の負担軽減にも配慮しながら、研修計画の再構築を進めているところであります。具体的には、総合教育センター等における各種研修の整理・精選を進めるとともに、集合研修の内容を精査・縮小し、OJTによる校内研修の充実を図るなどの検討をしております。

次に、学校内における業務改善の取組といたしましては、昨年度、小中高各1校のモデル校で、民間コンサルタントの支援のもと、教員自らが課題の抽出や対策の検討を行うなど、教員の意識改革を図りながら、学校全体で取り組むべき事項を洗い出し、現在、各校において、会議の効率化や、学校行事にPTAや地域人材の支援を求めるなど、実践的な取組を行っているところであります。今年度は、新たに4校をモデル校に加え、様々な視点からの検証を行っております。年度内には、その成果及び全国の先進事例等を取りまとめた業務改善の手引書を作成する予定としております。

多忙化の解消を進めていくためには、教員の共通理解とともに、管理職のリーダーシップが重要でありますので、今後、この手引書を活用するなどして、学校全体で業務改善に取り組む体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

## **【要望】**

少し厳しい言い方になりますが、定数改善も進まない、多忙化解消も進まないでは、先生方は不安になってしまいます。

今、学校現場で何が起きているかといえば、昨日も代表質問でもあったように、小学校の英語の教科化や以前より外国人生徒も増えており、先生方も必死にがんばっておられます。こうした学校現場の悲痛な叫びにもっと耳を傾けていただき、まずは多忙化解消プランをスケジュール感を持って確実にやりきっていただきますようお願いいたします。

**【質問要旨】**

**2 教員の多忙化解消について**

- (2) 今後、市町村が打ち出す部活動指導ガイドライン策定に向け、一定の公平性を保てるよう、県教育委員会としてどのように関わり支援していくのか。
- (3) 部活動指導員の配置について、現在、県内では何人いるのか、また、今後どの程度の人員が必要と考えているのか（公立中学校について）。
- (4) 地域によっては、部活動指導員となる人材が見つからないなどの声も聞こえるが、部活動指導員の人材確保策について、どのように考えているのか。（公立中学校について）

**【教育長答弁要旨】**

- (2) 次に、市町村の部活動指導ガイドライン策定に向けた支援についてお答えいたします。

県教育委員会では、部活動が抱える今日的な課題に対応し、部活動を持続可能な活動とするため、「部活動指導ガイドライン」を、本年9月に策定いたしました。

このガイドラインは、市町村教育委員会や校長会を通じて、学校現場の意見も聴取した上で、休養日や活動時間の基準などを定めたものであり、市町村に対しては、県のガイドラインの趣旨を踏まえ、地域の実情を考慮したガイドラインをそれぞれ作成し、適切に運用するよう要請しております。

現在、市町村におけるガイドライン策定に対し、助言等を行っておりますが、策定を進めている市町村で、県の基準を超える活動量を想定している市町村はございません。

今後とも、部活動が児童生徒や教員にとって、過重な負担とならないよう、都市・町村教育長協議会等を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

- (3) 次に、部活動指導員の配置数についてであります。

部活動指導員は、昨年4月に国が制度化したもので、単独で技術指導や大会への引率等を行うことができる非常勤職員とされております。

本県では、国の補助制度を活用して、今年度から「部活動指導員配置事業費補助金」を創設し、中学校における部活動指導員の配置に係る経費の一部を市町村に対して補助しております。今年度は、7市から補助申請があり、配置人員は45人となっております。

今後の部活動指導員の配置必要数につきましては、国の予算では中学校1校当たり3人程度が見込まれておりますが、地域や学校ごとに事情が異なるため、必要数を一概に申し上げることは困難であります。

県教育委員会といたしましては、今後とも市町村からの要望に応じ、部活動指導員の配置の充実に努めてまいりたいと考えております。

(4) 最後に、部活動指導員の人材確保策についてであります。

部活動指導員は、正規教員に代わって、技術指導や大会引率などを行うことを職務としており、保護者への連絡や生徒間のトラブルへの対応、万一事故が発生した場合の現場対応なども必要となるため、技術指導のみを行う外部指導者に比べて責任が重く、学校教育について十分理解し、適切な指導をすることができる人材が求められます。

県教育委員会といたしましては、まずは、部活動指導の経験がある元教員の活用を進めていくことが有効だと考えておりますので、今年度から、退職予定教員を対象とした説明会において、部活動指導員制度の内容を周知し、希望者の情報を集約し始めたところであります。引き続き、様々な機会を通じて、制度の周知を図るとともに、市町村の要望に応じて集約した情報を提供してまいりたいと考えております。

今後とも、部活動指導ガイドラインに基づく取組を推進するとともに、部活動指導員の配置などによって、部活動指導の負担軽減を図り、教員が教育活動に専念できる環境づくりに努めてまいります。

## 【要望】

部活動指導員も現在45名ということですが、県内全体の必要数は1校当たり3名ということで、中学校が約300ありますので、全体では約900も必要になります。教員OBだけでまかなえればいいのですが、そうでなければ企業OBにも協力いただき穴の開かないようしっかり取り組んでいただきたい。



**【質問要旨】**

**3 新たな「特別支援教育推進計画」について**

- (1) 特別支援教育推進計画では、長時間通学による身体への負担を緩和・軽減するための解消策としてスクールバスを積極的に増車してきたところであるが、長時間通学の解消はどの程度進んでいるのか。
- (2) 名古屋東部地域から通う港特別支援学校への長時間通学を解消するため、現在、策定中の新たな特別支援教育推進計画で、今後どのように取り組む考えなのか伺う。
- (3) 就労アドバイザーの配置によって特別支援学校と関係機関との連携を強化してきたと伺っているが、生徒一人一人の卒業後における自立と社会参加を促し、一般就労における就職率を上げるために、新たな職域の開拓も含め、新たな特別支援教育推進計画において、特別支援学校全体でどのように取り組む考えなのか伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) まず、特別支援学校における長時間通学の解消状況についてお答えいたします。

平成26年3月に策定した特別支援教育推進計画に基づき、児童生徒数が多い肢体不自由や知的障害の特別支援学校について、スクールバスの増車を進めてきており、特別支援学校全体で、平成25年度の77台に対し、今年度は94台を配備するに至っております。

また、東三河山間部の子どもたちの通学環境の改善を図るため、平成26年度に田口高等学校内に豊橋特別支援学校山嶺教室を設置したところであります。

さらに、平成26年度のいなざわ特別支援学校、27年度の豊橋市立くすのき特別支援学校、本年度の大府もちのき特別支援学校及び刈谷市立刈谷特別支援学校の開校に伴い、通学区域を見直すことにより、教室不足の解消と同時に、通学環境の改善を図ってまいりました。

こうした取組により、始発から学校到着までのスクールバスの平均運行時間は、平成25年度から今年度までに10分程度の改善が図られてきております。

- (2) 次に、名古屋東部地域から通う港特別支援学校への長時間通学の解消についてであります。

港特別支援学校におきましては、通学環境の改善を図るため、スクールバスを平成

27年1月と29年4月に1台ずつ増車し、現在は6台体制で対応しております。

その結果、平成25年度に片道平均79分であったものが、今年度には68分と短縮が図られております。

しかしながら、名古屋東部地域からの通学については、幹線道路の混雑などがあり、スクールバスの増車のみでは解決が難しい現状がございます。

新たな特別支援教育推進計画においては、長時間通学の解消に向けて、県有施設や小中学校等の活用による分校・分教室の設置、既設の特別支援学校を活用した複数障害種の併置や通学区域の見直しを検討することとしておりますので、港特別支援学校につきましても地域の実情に合わせた通学環境の改善方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

(3) 次に、特別支援学校の就労支援についてお答えいたします。

教育委員会では、平成27年度から、特別支援学校高等部の生徒に対する就労支援を専門的に行う「就労アドバイザー」を尾張地区と三河地区にそれぞれ1名配置し、知的障害のある生徒を中心に、実習先の確保や就労先の拡大を図っております。今年度からは、学校における授業や作業学習の様子、実際に働いている卒業生の姿等を障害種ごとにまとめた映像資料を活用しながら、企業等に対し、様々な障害に応じた働き方について理解していただくよう啓発に努めているところであります。

さらに、肢体不自由や病弱の生徒に関しましても、障害の状況に応じた働き方の一つである在宅就労に対応した新たな実習先や就労先を開拓していくため、就労アドバイザーの増員を検討してまいりたいと考えております。

また、現在、高等特別支援学校及び校舎を除く知的障害特別支援学校10校のうち、6校に職業コースを設置し、校内での作業学習や校外での職場実習などの授業を行い、働く意識や働く力の育成を図っております。今後は、全ての知的障害特別支援学校に職業コースを設置するとともに、その他の特別支援学校においても、発達段階に応じたキャリア教育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

これらの取組を新たな特別支援教育推進計画に盛り込み、特別支援学校に通う全ての生徒の卒業後の自立と社会参加が可能となるよう、関係機関と連携を図りながら、就労支援の充実にしっかり取り組んでまいります。

## 【要望】

港特別支援学校についてであります。長時間通学の解消とともに過大化解消も大きな課題であると考えております。この過大化については、平時の教室不足の課題に加えて、災害時の課題も感じております。毎年、学校は、地震・津波を想定した防災避難訓練を実施する中で、やはり児童生徒数が過大であると高所避難などに対する支援に不安がないわけではないとの実情も学校から伺ってまいりました。

長時間通学の解消とともに、自然災害から子ども達の尊い命を守る観点から過大化解消についても取り組んでいただきますことを要望して、質問を終わります。

平成30年12月定例県議会 一般質問（12月7日） 教育長答弁要旨  
14番 自民党 高桑 敏直 議員

**【質問要旨】**

1 県立高等学校における総合学科について

県立高校における総合学科のこれまでの成果と、今後の取組について、教育長のご所見をお伺い致します。

**【教育長答弁要旨】**

県立高等学校の総合学科の成果と今後の取組についてお答えいたします。

総合学科では、計画的なキャリア教育に取り組んでおり、生徒は、1年次に、総合学科独自の科目であります「産業社会と人間」において将来設計や次年度の科目選択を考える学習を進め、2年次以降では、学校が設定した多様な科目の中から自らの将来を見据えて選択した時間割に基づき、学習に取り組んでおります。このことにより、生徒が目的意識をもって学校生活を送るようになり、授業はもとより学校行事やボランティア等にも積極的に取り組む姿勢が見られるなど、学校全体の活力が高まるといった成果が上がっております。

また、議員お示しの岩倉総合高校の取組のように、生徒が互いに協力し、地域の方々と積極的に関わり、その中で発見した課題の解決に取り組むことによって、コミュニケーション能力や地域社会へ参画していく意欲が高まるなどの効果も見られます。

来年度には、普通科と商業科の知立高校を総合学科に改編するとともに、新城東高校と新城高校を統合し、文理系と専門系を併せ持つ新しいタイプの総合学科である新城有教館高校を開校いたします。さらに、平成32年度には、普通科の豊橋西高校を総合学科に改編する予定であります。これにより、総合学科を置く県立高校は13校となり、県内全域にバランスよく配置され、これまで以上に中学生の多様な進路希望に応えることが可能になるものと考えております。

平成34年度から学年進行で実施される高校の新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、他者と協働して課題を解決していく力を身に付けることが求められており、本県の総合学科の取組は、こうした趣旨を先取りしているということもできます。

今後は、社会の変化や生徒のニーズを踏まえて、総合学科のさらなる魅力化を進める

とともに、総合学科で得られた成果を普通科や専門学科の高校にも広げ、県立高校全体の教育活動のより一層の充実に努めてまいります。

### **【要望】**

総合学科についてであります。教育長の答弁にありましたが、新しい教育の制度で出た新しい学科であります。高等学校の中でこれから間違いなく中心となるのが総合学科でないかと私は思っておりますので、是非とも総合学科の学校から次世代を担う若者をつくることのできるよう、さらに飛躍することをお願いして私からの要望とします。

**【質問要旨】**

**1 名古屋盲学校における児童生徒への歩行訓練士による歩行訓練の支援の継続を求めます**

生徒や保護者の方に不安の声が上がっていることは事実なので、この場で改めて歩行訓練士の有資格者による訓練の継続を求めるとともに、県教育委員会の見解を求める。

**2 教員の歩行訓練士の資格取得支援を求めます**

現在、県立の特別支援学校には何人の教員が働いていて、そのうち歩行訓練士の資格を持っているのは何人か、又、その配属先も含め、改めて回答を求める。また、教員の資格取得の支援について、県教育委員会の見解を求める。

**3 盲学校、聾学校、特別支援学校の名称の「盲」・「聾」・「特別」ということが差別的な表現ではないか、視覚、聴覚等の支援学校にとの声もあるが、県の見解を問う**

盲学校、聾学校、特別支援学校の名称について、県教育委員会はどのように考えられるか、見解を求める。

**【教育長答弁要旨】**

1 始めに、歩行訓練士による訓練についてお答えいたします。

盲学校における歩行訓練士による訓練では、自力での通学や外出を目指す児童生徒を対象に、週2時間程度の自立活動の時間において、学校内の移動訓練だけでなく、校外での白杖を使った歩行訓練などを行っております。平成26年度・27年度の国のモデル事業終了後も、引き続き歩行訓練士の資格を有する者による訓練が可能となるようにしており、今年度も、名古屋盲学校と岡崎盲学校あわせて14名の児童生徒が有資格者による訓練を受けております。

こうした訓練は、視覚障害のある児童生徒が、自立と社会参加に向けた力を身に付ける上で必要なものであると認識しており、引き続き、歩行訓練士の資格を有する者による訓練が継続して実施できるよう、対応してまいります。

2 次に、教員の資格取得に向けた支援についてお答えいたします。

現在、県立特別支援学校に勤務する教員は約3千人、そのうち歩行訓練士の資格を有する者は2人で、今年度は盲学校と肢体不自由特別支援学校にそれぞれ配属されております。

現職の教員が歩行訓練士の資格を取得するためには、学校を長期間離れることになり、授業等に支障をきたすなど課題も多いと認識いたしております。

したがいまして、盲学校における児童生徒の歩行訓練については、引き続き、歩行訓練士の資格を有する教員のほか、外部人材も活用しながら対応してまいりたいと考えております。

### 3 最後に、盲学校、聾学校、特別支援学校の名称についてお答えいたします。

平成19年の学校教育法の一部改正により、改正前の盲学校、聾学校及び養護学校は、法律上、特別支援学校に一本化されました。

本県では、法改正の趣旨を踏まえて名称の変更を検討し、県立養護学校については、平成26年度のいなざわ特別支援学校の開校に合わせて、「特別支援学校」に変更いたしました。

一方、盲学校、聾学校につきましては、養護学校に比べて、その歴史は古く、名称が定着しており、保護者や関係する団体から変更反対する意見も数多くありましたことから、継続課題としているところであります。

#### **【再質問要旨】**

教員が歩行訓練士の資格を取得するとなると、期間も費用もかかるが、県としてどこまでやれるか、見解を求めます。

#### **【教育長答弁要旨】**

現職教員の歩行訓練士の資格取得については、学校を長い期間離れることになり、授業等に支障をきたすなど課題も多いことから、教員が資格取得する際の支援のあり方について、今後、総合的に研究してまいりたいと考えております。

平成30年12月定例県議会文教委員会(12月13日)

○議案審査(5件)

第156号議案

平成30年度愛知県一般会計補正予算(第4号)

第1条 歳入歳出予算の補正の内 歳出 第11款 教育費

第190号議案

訴えの提起について(奨学金貸付金返還請求事件)

第198号議案

愛知県野外教育センターの指定管理者の指定について

第199号議案

愛知県体育館の指定管理者の指定について

第200号議案

愛知県スポーツ会館の指定管理者の指定について

【議案質疑】

中村 友美 委員(新政あいち)

○奨学金制度について

- ・返還請求対象者、返還方法、個々の事案による対応

今回の訴えの提起の対象者は、平成30年7月末で滞納期間が6年に達し、8月末に配達証明等で送付した返還意思確認文書に回答を提出しなかった及び平成30年1月末以前に滞納期間が6年に達し、その時点では返還意思を確認できたが、その後6か月以上返還が滞り、改めて返還意思を確認しその意思がなかった奨学生及び連帯保証人である。

当初の奨学金の返還計画は、奨学生本人が卒業等の際に提出する「返還申告書」で申告し、卒業等の翌月から6か月後の月から返還が始まる。なお、高校卒業後に進学している場合は申請により返還が猶予される。

卒業時等に提出する「返還申告書」で、年に1回の年賦、半年に1回の半年賦、月に1回の月賦を選択することができ、返還方法についても口座振替のほか、年賦・半年賦は金融機関窓口で直接収める納入通知書による返還も可能である。

口座振替での引き落としができなかった場合には、教育委員会から奨学生に督促状及び納入通知書を送付し、金融機関窓口で返還することとなる。

個々の事案による対応については、返還意思を回答する書面に返還できない事情を記載する欄もあり、可能な限り個々の事情の把握に努めている。その結果、例えば奨学生本人が病気等により働けないなどの回答があった場合は連絡を取り訴訟対象者から除外して、返還猶予手続きや分割納付の案内をしている。



## 【一般質問】

石井 拓 委員（自民党）

○定時制高校の取組について

- ・日本語指導が必要な外国人生徒の現状
- ・学習支援体制、キャリア教育、進路指導

現状について、県立高校において日本語指導の支援を受けている生徒は年々増加しており、こうした生徒の中には外国籍の生徒や、外国にルーツを持つ日本国籍の生徒など様々な事情を持つ生徒が含まれている。

平成30年度における日本語指導の支援を受けている生徒数は、全日制・定時制あわせて440名となっており、内訳は、全日製の106名に対して定時制は334名、夜間定時制には288名が在籍している。夜間定時制の日本語指導を受けている生徒数は、平成20年度と比較すると9倍以上増加している。

夜間定時制における支援対象生徒の言語別の割合は、フィリピン語が約4割、ポルトガル語が約4割、中国語が約1割、スペイン語その他の言語が1割弱となっている。

学習支援体制については、日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない生徒に対しては、生徒の母語に堪能な「外国人生徒教育支援員」を全県で89名配置し、中途退学することなく卒業まで学習を継続できるよう支援を行っている。今後は「外国人生徒教育支援員」の配置拡充に加え、支援の必要な生徒が多く在籍する定時制高校に多言語対応の小型通訳機を新たに配備したい。

キャリア教育や進路指導について、定時制高校で学ぶ日本語指導の支援が必要な生徒の卒業後の就労状況は、全日制や定時制課程の日本人生徒と比較すると、アルバイト等の非正規雇用となる比率が高いという課題があるため、夜間定時制高校において、社会的自立に向けたキャリア教育をより体系的に実施し、自らの将来設計を考える学習や企業等でのインターンシップ等を通して職業観や勤労観の育成を図ることとしている。

今後はこうした取組を他の定時制高校に拡充するとともに、学校や企業をはじめとした関係機関の連携強化や就職先・実習先の開拓、学校や企業への助言を行う「就労支援アドバイザー」を新たに配置したいと検討しているところである。

西川 厚志 委員（新政あいち）

○小中学校の空調設備国庫補助について

- ・臨時特例交付金の概要と国の内定方針
- ・内定額とこれによる普通教室の設置率

国においては、公立学校の空調設備の整備を推進するため、本年度の第一次補正予算で、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を創設し、国予算額は、全体で985億円、うち冷房設備分は817億円である。この交付金は緊急措置として迅速性を優先しており、事前着手事業を対象とすることや補助下限額の設定を学校単位から設置者単位にするなどの条件緩和が図られている。補助率は通常の学校施設

環境改善交付金では、財政力指数が 1.00 を超える自治体については通常の 1/3 より低い 2/7 とされているのに対し、この臨時特例交付金では、財政力にかかわらず 1/3 で統一されており、設置者の負担軽減が図られている。さらに残る地方負担額についても、起債充当率が通常の 75% から 100% に引き上げられ、その元利償還金の交付税算入率も通常の 30% から 60% に引き上げられるといった手厚い地方財政措置がされている。

国の内定方針については、「普通教室及び特別教室への空調設備の新設」及び「特別支援学校の普通教室や特別教室以外の部屋への新設」事業について採択するとされており、また、「平成 30 年 7 月 23 日以降に着手した事業」であれば、内定日以前の着手も認められており、対象事業の下限額は「設置者である市町村単位で 400 万円以上の事業」を対象としている。

これによる内定額は、47 市町村 860 校を対象として約 79 億円である。これにより、統合に伴い閉校を予定している学校や、大規模な改良工事に併せて空調工事を行う予定の学校などを除き、ほぼ全ての学校の普通教室に空調が整備される予定である。